令和3年3月農業委員会定例会議事録

令和3年3月26日(金)午前9時00分~午前10時50分 日時 場所 さぬき市役所 本庁附属棟 多目的室 議事録署名委員の指名について 日程第1 諸報告 日程第2 農地法第3条に基づく申請審議について (会長提出議案第1号~3号) 非農地証明願について (会長提出議案第4号~14号) 日程第3 農地法第4条に基づく申請審議について (会長提出議案第15号~17号) 日程第4 日程第5 農地法第5条に基づく申請審議について (会長提出議案第18号~20号) 農用地利用集積計画の審議について (会長提出議案第21号) 日程第6 農業経営改善計画の審査について (会長提出議案第22号) 日程第7 青年等就農計画の審査について 日程第8 (会長提出議案第23号) 日程第9 その他 1楠 豊 2吉原博美 4蓮井セツ子 5松岡浩二 6稲田俊美 出席委員 8 大塚ノブ子 9 岡村義弘 10 廣瀬 徹 11 川田政美 12 十川隆行 13 岩澤佳宣 14 寒川 巧 15 十河道夫 16 藤澤 明 17 芳竹和政(会長職務代理者) 18 松原俊幸(会長) 欠席委員 3 朝倉重弘 7 間嶋正憲 藤井 浩事務局長 山下智資課長補佐 頼冨伸次副主幹 脇谷哲士主任主事 事務局 農林水産課 玉木省三副主幹 松岡一海農地集積専門員 猪熊 正農地集積専門員 農地機構 傍聴者

議長 (会長)

皆さん、こんにちは。日に日に暖かさが増しておりますが、皆様、今日この頃、いかがお過ごしでしたでしょうか。

先日開催致しました農家相談をはじめ、日頃、当農業委員会の活動にご尽力いただきまして、厚く御礼申し上げます。

さて、本日、年度最後の定例会ということでありますが、これまで皆様の協力のもと、昨年の夏に新たな農業委員として任命を受けられ、同時に推進委員さんも発足し、委員研修、農地パトロール、調査後の意向調査、1筆個別訪問や農地利用集積の目標を掲げることができました。

さて、本日の議題でありますが、年度最後ということで、大変、案件数も 多いのですが、円滑なご審議ができますようご協力をお願いして、簡単では ございますが、挨拶に代えさせていただきます。

令和3年3月農業委員会の定例会を今から開催致します。

本日提案致します案件につきましては、事前に各地区で現地確認し調査いただいていると思いますので、よろしくお願い致します。

なお、本日、新規就農の案件がありまして、事前に各地区の代表者と会長職務代理者、私の7名で聞き取り調査を行っていますので、後ほど地区代表者から報告致しますので、よろしくお願い致します。

さて、本日の出席は、18名中16名の出席ですので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、過半数の出席ですので成立することを宣言致します。

では、議事録の署名委員ですが、私のほうから指名させていただきます。 吉原委員さん、蓮井委員さん、両委員さん、よろしくお願い致します。

では、本日の日程に沿って進めさせていただきます。

日程第1 諸報告、事務局より報告をお願い致します。

事務局

使用貸借終了農地返還通知いう、別紙のA4の用紙をご覧ください。使用貸借に係る農地の返還通知書は5件受理しています。

1ページをご覧ください。これは使用貸借権を中途解約するものです。

以上で報告を終わります。

議長 (会長)

事務局の報告が終わりました。

続きまして、日程第2 農地法第3条に基づく申請審議について、会長提 出議案第1号から第3号を議題とし、一括上程致します。

なお、今月の議案で、第3号は●●委員の関係する議案になりますので、 除斥対象議案になりますので、後で別審議と致します。

それでは、事務局より説明をお願い致します。

事務局

先に、農地法第3条、第1号、第2号について説明させていただきます。 会長提出議案第1号、地区番号3、受付年月日、令和3年3月1日。譲渡 人、●●●●、●●●●様。譲受人、●●●●、●●●様。申請地、●●● ●●●●●●●番●、台帳地目、現況地目ともに田、地積209㎡。譲渡人の申請事由、耕作不便、低生産地のため。譲受人の申請事由、経営規模の拡大。権利、所有権の移転、経営面積8,823㎡、受人従事数3。資料は1ページでございます。申請地は●●●●●●●●●東350mほどに位置し、譲受人については、申請地周辺にも農地を所有し、経営面積の保全管理も行っております。

第1号、第2号とも経営規模拡大のための所有権移転案件で、下限面積を 満たしております。以上となります。

議長(会長)

事務局からの説明が終わりました。なお、本議案につきましては、●●地区、●●地区の関係案件ですので、代表委員からの調査結果の報告をお願い致します。

まず、最初、●●地区、お願いします。

大塚ノブ子委員

3月21日、現地確認を行いました。●さんは農業経営者として大変立派な方です。この田んぼもきちんと管理していただけることと思います。私たちは認めました。よろしくご審議お願いします。

議長 (会長)

続いて、●●地区代表委員からの報告をお願いします。

岩澤佳宣委員

去る3月21日、推進委員、農業委員が現地を確認したところ、●●●● ●●の東側ではありましたが、きれいに整地されていました。別に異常はないと思いますので、ご審議よろしくお願いします。

議長 (会長)

地区代表委員の報告が終わりました。議案第1号及び第2号につきまして、質疑等がありましたらご発言を認めます。

全委員

「質疑なし」との声あり。

議長 (会長)

それでは、議案第1号及び第2号につきましてお諮りします。議案第1号 及び第2号について異議ありませんか。

全委員

「異議なし」との声あり。

議長 (会長)

それでは、議案第1号及び第2号を原案のとおり認めることと致します。 続きまして、●●委員の関係する議案である議案第3号の審議に入ります。

それでは、●●委員の退席を求めます。

(●●委員、退席)

議長 (会長)

では、事務局から説明を求めます。

事務局

会長提出議案第3号、地区番号5、受付年月日、令和3年3月1日。譲渡

人、●●●、●●●●様。譲受人、●●●●、●●●●様。申請地、●●● ●●番●他2筆、計3筆、台帳地目、現況地目ともに田、地積合計3,78 1㎡。譲渡人の申請事由、労力不足。譲受人の申請事由、新規就農。権利は 所有権の移転、経営面積、新規就農のためゼロ、受人従事数2。資料は3ページでございます。申請地は●●●●●200mに位置し、新規就農の案件で、本日ヒアリングを行っております。相続に係る財産処分の関係案件で もありまして、議案の第14号、第17号、第21号整理番号43番が関係 案件となっておりまして、申請地の隣接農地の利用権設定申請もあり、併せて5,810㎡を耕作予定となっております。以上となります。

議長 (会長)

事務局からの説明が終わりました。なお、本議案につきましては、●●地 区の関係案件ですので、代表委員からの調査結果の報告をお願い致します。

岩澤佳宣委員

報告します。●●地区で相続の関係で空き家になっている元農地つきの家屋ともに譲り受けになっております。農業機械等、全部揃っております。本人の新規就農いうことでありますが、大変なところではございますが、農地もきちんとできておりましたので、異常ないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いします。

議長 (会長)

地区代表委員の報告が終わりました。議案第3号につきまして、質疑等がありましたら発言を認めます。

全委員

「質疑なし」との声あり。

議長 (会長)

それでは、議案第3号につきましてお諮りします。議案第3号について異議ありませんか。

全委員

「異議なし」との声あり。

議長 (会長)

それでは、議案第3号を原案のとおり認めることと致します。 退席されている●●委員の着席を認めます。

(●●委員 着席)

議長 (会長)

続きまして、日程第3 非農地証明願について、会長提出議案第4号から 第14号を議題とし、一括上程致します。

なお、今月の議案で、第7号、第8号、第14号は●●委員の関係する議 案になり、除斥対象議案になりますので、後で別審議と致します。

それでは、事務局より説明をお願い致します。

事務局

議案書の2ページ、3ページをお開きいただきたいと思います。今回の非農地証明案件につきましては、除斥対象も含めまして11件ございます。面積に致しまして16, 200. 27㎡で、筆数は19筆ございます。

それでは、個別の案件についてご説明させていただきます。

会長提出議案第4号、地区番号1、受付年月日は令和3年3月1日。申請人は●●●●●●●の●●様でございます。申請地は●●●●●●●

●●●●番●の1筆で、台帳地目畑、現況山林、地積465㎡ございます。 申請理由と致しましては、平成27年頃から耕作不能な状態が継続し山林化 したものでございます。お手元の資料の4ページ、5ページをお開きいただ きたいと思います。

沿革でございますけども、さぬき市 \oplus 、 \oplus \oplus \oplus \oplus \oplus \oplus から北西へ約270mの \oplus \oplus \oplus \oplus \oplus \oplus \oplus の西側に位置しております。当該地周辺地は山腹に

位置しておりまして、申請者は平成12年に贈与、山間部と耕作条件も厳しいことから、現在、受け手不在、隣接山林などの影響も受け、既にご覧のとおり原野化している状況でございます。また、利用状況調査においても非農地と既に該当されておる箇所になっております。お手元資料の5ページ目のほうのナンバー1とナンバー5をおつけしておりますが、ナンバー5の赤丸のところが今回の申請地となっています。

続きまして、会長提出議案第6号、地区番号3、受付年月日が令和3年3月1日。申請人は●●●在住の●●●●外2名様でございます。申請地は●●●●●●●●●●●●●、台帳地目畑、現況山林の地積5,234㎡ございます。申請理由と致しましては、平成4年頃から30年以上耕作不能な状態が継続し山林化したものでございます。お手元の資料の8ページから9ページをお開きいただきたいと思います。

沿革でございますけども、さぬき市●●、●●、●●●●から北へ約300m、●●●●●●●●から向かって西方向の400m入ったところで、周辺地は山間部が迫る状況にあります。申請者は平成4年に相続、遠隔地に在住しており、先代が高齢化し、山間傾斜地と耕作条件も厳しいことから、現在、受け手不在、隣接山林などの影響も受け、竹木に蚕食されている状況でございます。お手元の資料の9ページ目のところにそれぞれの当該地の沿革と近景をおつけしておりますので、ご確認できるかと思います。

沿革を申し上げますと、さぬき市 \bigcirc 、 \bigcirc ● ● ● ● 、 ● ● ● ● ● ● ● から南東へ約 1 km、 ● ● の南側に位置し、市道 ● ● ● ● ● ● 線から東へ入った

ところでございます。申請者は昭和45年に贈与、大型機械等の進入路もなく、やがて隣接山林などの影響も受け、当該地は竹木が樹勢し、利用状況調査においても既に非農地と該当され判断されているところでございます。お手元の資料の19ページになるのですが、ちょうど正面の黒ずんでいるところが今回の当該申請地となっております。

こちらのほうは、沿革を申し上げますと、先ほどの議案第10号のすぐ南側及び東側に隣接している農地でございます。申請者は平成21年に相続、こちらも同様に農地への進入路も狭く、先代が高齢化し管理が行き届かなくなり、10号案件同様に隣接山林などの影響も受け原野化され、利用状況調査においても既に非農地と該当判断されております。こちらのほうもナンバー①からナンバー⑧まで、それぞれ該当の写真中央部を見届けていただければ、雑木、原野等が確認していただけるかと思います。若干ちょっと印刷物の影響で黒ずんでおりますけども、後ほどまた現地の報告もあろうかと思いますので、ご審議のほどよろしくお願い致します。

続きまして、会長提出議案第12号、地区番号5、受付年月日が令和3年3月1日。申請人は●●●●●●●●●●●●●●●様でございます。申請地は●●●●●●●●●●●●●●●●●●●番。台帳地目は畑、現況山林の地積110㎡で、申請理由と致しましては、昭和63年頃から30年以上不耕作な状態が継続し山林化したものでございます。お手元の資料の24ページから25ページをご覧いただきたいと思います。

沿革でございますが、こちらも先ほどの議案11号案件に隣接したところでございます。申請者は平成19年に相続、当時は県外在住であったことなどから、農地が狭小、農地への進入路も狭く、当人による管理が行き届かなくなり、やがて隣接山林などの影響も受け、利用状況調査においても、こちらも既に非農地と該当判断されております。

沿革を申し上げますと、先ほどの議案第11号の案件に隣接した場所でございます。こちらも●●の南側に位置しておりまして、申請者は平成19年に贈与を受け、当該地は居宅近隣地に位置しておりますが、不整形地、隣接山林の影響も受けるなど条件不利な農地であることから、借り手不在の状態により現在に至っている状況でございます。現況のほうはお手元の資料の27ページの右側の写真の、ちょうど中央部の小段になっている部分のところが今回の当該申請地でございます。以上です。

議長 (会長)

事務局からの説明が終わりました。なお、本議案につきましては、●●地区、●●地区、●●地区、●●地区の関係案件ですので、代表委員からの調査結果の報告をお願い致します。

まず、最初、●●地区からお願いします。

楠 豊委員

それでは、ご報告致します。会長提出議案、4号、5号の非農地証明願に

ついてご説明を致します。

まず、4号議案ですが、現地を確認したところ、資料の5ページの写真を見ていただければ分かるように、山林との接続地の畑であり、資料の写真のとおり、草や木が茂った状態でありました。地区委員会と致しましては仕方なかろうということになりましたので、ご報告致します。

5号議案ですが、内容については事務局の説明のとおり、農道の拡張ということのようでございます。地区委員会と致しましては問題なかろうということになりましたので、ご報告致します。

議長 (会長)

続きまして、●●地区代表委員からの報告をお願い致します。

大塚ノブ子委員

第6号議案、ご説明致します。3月21日、現地確認を行いました。そのときに、大変、5,234㎡と広い土地ですけれども、全面竹と雑木が繁殖して、これはもう認めることはしょうがなかろうということで私たちは判断致しました。よろしくご審議いただきます。お願いします。

議長 (会長)

続きまして、●●地区代表委員からの報告をお願い致します。

川田正美委員

先日、全員で現状を見ましたが、もう50年も60年も前からこれ建って おる状態ですので、致し方なかろうかと思います。ご審議よろしくお願いし ます。

議長 (会長)

続きまして、●●地区代表委員からの報告をお願い致します。

岩澤佳宣委員

10号、11号、12号、13号、全て●●の周辺の畑地でした。雑木、竹等が生えておりまして、別に異常ないと思われますので、ご審議のほどよろしくお願いします。

議長 (会長)

地区代表委員の報告が終わりました。議案第7号、第8号、第14号を除く議案第4号から第13号につきまして質疑等がありましたら発言を認めます。

全委員

「質疑なし」との声あり。

議長(会長)

それでは、議案第7号、第8号、第14号を除く議案第4号から第13号につきましてお諮りします。議案第7号、第8号、第14号を除く議案第4号から第13号について異議ありませんか。

全委員

「異議なし」との声あり。

議長 (会長)

それでは、議案第7号、第8号、第14号を除く議案第4号から第13号を原案のとおり認めることと致します。

続きまして、 $\blacksquare \blacksquare$ 委員の関係する議案である議案第7号、第8号、第14号の審議に入りますので、それでは、 $\blacksquare \blacksquare$ 委員の退席を求めます。

(●●委員、退席)

議長 (会長)

では、事務局より説明を求めます。

事務局

 畑、現況山林の地積585㎡ございます。申請理由と致しましては、平成25年頃から耕作不能な状態が継続し山林化したものでございます。お手元の資料、10ページから11ページをお開きいただきたいと思います。

沿革を申し上げますと、さぬき市●●、●●、●●●●●●北側約130 mで、ご覧のとおり、●●●の北側に隣接した場所にございます。周辺地は山間部が迫る状況にございます。申請者は平成14年に相続、高齢化し管理が行き届かなくなり、現在、借り手不在、現況は隣接山林などの影響も受け、利用状況調査においても非農地に該当されております。

沿革を申し上げますと、先ほどの議案第7号の西側に隣接しておりまして、申請者は令和元年に相続、前所有者、夫が既に高齢化し管理が行き届かなくなり、第7号同様、隣接山林などの影響も受け原野化され、利用状況調査においても既に、こちらのほうも非農地に該当判断されております。

沿革を申し上げますと、さぬき市●●、●●、●●●●●●から南へ約2.7kmに位置し、ご覧のとおり、●●●●●●●●●●●線沿い及び東へさらに100mから300m入った点在している当該地でございます。周辺地は主に山林に囲まれた状況に位置しております。申請者は市外在住でございまして、平成15年に相続しましたが、先代が高齢化し管理難となり、その後放棄され現在に至りまして、隣接山林とともに雑木・竹林が覆い茂り自然改廃し、農地としては復旧困難になったものです。こちらのほうも利用状況調査において非農地に該当判断されております。お手元で、ちょっと多いのですが、1筆だけが道路沿いでございまして、お手元の資料の32ページのほうにそれぞれ7筆を添付しておりますので、ご覧いただいたら、赤でそれぞれ囲っているところが当該申請地の7筆となっております。以上です。

議長 (会長)

事務局からの説明が終わりました。なお、本議案につきましては、●●地区、●●地区の関係案件ですので、代表委員からの調査結果の報告をお願い致します。

まず、最初、●●地区、お願い致します。

大塚ノブ子委員

第7号議案のご報告を致します。3月21日に現地確認を行いました。確かに雑木も生えておりました。横の畑の続き、第8号議案の●●●●●さんの畑に隣り合わせにあります。これも致し方ないでしょうということで私たちは判断致しました。

第8号議案について、これは●●●●●さん、原野となっております、現況地目が。見ましたところ、果樹が植えられていた跡がまだ残っているような状態ですが、多分、旦那さんの体調が悪くて放棄されていったのだろうと想像致します。そこで、私たちはこれも致し方ないでしょうということで認

めることに致しました。よろしくご審議いただきたいと思います。

議長 (会長)

続きまして、●●地区代表委員からの報告をお願い致します。

岩澤佳宣委員

議長 (会長)

地区代表委員からの報告が終わりました。議案第7号、第8号、第14号 につきまして質疑等がありましたら発言を認めます。

全委員

「質疑なし」との声あり。

議長 (会長)

それでは、議案第7号、第8号、第14号につきましてお諮りします。議 案第7号、第8号、第14号について異議ありませんか。

全委員

「異議なし」との声あり。

議長 (会長)

それでは、議案第7号、第8号、第14号を原案のとおり認めることと致 します。

退席されている●●委員の着席を認めます。

(●●委員 着席)

議長 (会長)

続きまして、日程第4 農地法第4条に基づく申請審議について、会長提 出議案第15号から第17号までを議題とし、上程致します。

今月の議案で、第17号は●●委員の関係する議案になりますので、除斥対象議案になりますので、後で別審議と致します。

それでは、事務局より説明を求めます。

事務局

議案書の4ページでございます。農地法第4条に基づく申請審議について、今月の4条の案件は3件ございまして、面積にして749㎡、3筆です。

概要でございますが、さぬき市●●、●●●●●、●●●●●●●●から東へ約780mに位置し、申請地の隣接は宅地及び道路に接しております。土地利用計画図等から、申請人は平成11年頃にかけて家財道具等が増え手狭となったことから住宅を拡張したものであり、今般、無断転用が判明したため是正するものです。地元土地改良区をはじめ、水利組合の同意も整っております。また、始末書も添付され反省の念を示していることなどから、許可も止むを得ないと考えております。

 ら平成5年5月10日。農地区分は第2種農地で、備考と致しまして、無断転用で、併せ利用地がございます。資料につきましては35ページから36ページで、位置図を35ページの左側に掲載しております。

申請地の概要でございますが、さぬき市●●、●●●、●●●●●から北東へ約450mに位置し、申請地の隣接は畑、宅地及び水路に接しております。土地利用計画図等から、申請人は平成5年頃にかけて母屋の建て替えをする際に仮住まいとして建築して拡張したものであり、今般、無断転用が判明したため是正するものです。地元土地改良区をはじめ、水利組合の同意も整っております。また、始末書も添付され反省の念を示していることなどから、許可も止むを得ないと考えております。以上です。

議長 (会長)

事務局からの説明が終わりました。なお、本議案につきましては、●●地区、●●地区の関係案件ですので、代表委員からの調査結果の報告をお願い致します。

まず、最初、●●地区からお願いします。

蓮井セツ子委員

議案第15号についてご報告致します。3月16日、委員9名全員で無断 転用是正措置の確認を行いました。書類も揃っておりますので、よろしくお 願いしたいと思います。以上です。

議長 (会長)

続きまして、●●地区代表委員からの報告をお願い致します。

岩澤佳宣委員

第16号議案ですが、無断転用ということで、もう拡張したときにブロック塀の内側になっておる1m足らずの細長い土地でした。これはもうできていましたので、この分に関しては止むを得ないだろうということでありました。ご審議のほどよろしくお願いします。

議長 (会長)

地区代表委員の報告が終わりました。第15号及び第16号につきまして質疑等がありましたらご発言を認めます。

全委員

「質疑なし」との声あり。

議長 (会長)

それでは、議案第15号及び第16号につきましてお諮りします。議案第15号及び第16号について異議ありませんか。

全委員

「異議なし」との声あり。

議長 (会長)

それでは、議案第15号及び第16号を原案のとおり認めることとし、香川県へ進達致します。

続きまして、 \blacksquare 委員の関係する議案である議案第17 号の審議に入ります。

それでは、●●委員の退席を求めます。

(●●委員 退席)

議長 (会長)

では、事務局より説明を求めます。

事務局

 で、資料が37ページから38ページで、位置図は37ページの左側に掲載しております。

申請地の概要でございますが、さぬき市●●、●●、●●●●●●●●● ●●から北東へ約920mに位置し、申請地の隣接は田、宅地及び原野に接しております。土地利用計画図等から、申請人の亡父が平成10年頃にかけて農機具等を保管する倉庫が必要となったため建築したものであり、今般、無断転用が判明したため是正するものです。地元土地改良区をはじめ、水利組合の同意も整っております。また、始末書も添付され反省の念を示していることなどから、許可も止むを得ないと考えております。以上です。

議長 (会長)

事務局からの説明が終わりました。なお、本議案につきましては、●●地区の関係案件ですので、代表委員からの調査結果の報告をお願い致します。

岩澤佳宣委員

第17号議案、前回も申しましたとおり、●●さんの案件です。農舎等の中に農機具等が入っておりました。止むを得ないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いします。

議長 (会長)

地区代表委員からの報告が終わりました。議案第17号につきまして質疑等がありましたら発言を認めます。

全委員

「質疑なし」との声あり。

議長 (会長)

それでは、議案第17号につきましてお諮りします。議案第17号について異議ありませんか。

全委員

「異議なし」との声あり。

議長 (会長)

それでは、議案第17号を原案のとおり認めることと致します。 退席されている●●委員の着席を認めます。

(●●委員 着席)

議長 (会長)

日程第5 農地法第5条に基づく申請審議について、会長提出議案第18号から第20号を議題とし、一括上程致します。

それでは、事務局より説明を求めます。

事務局

議案書の5ページでございます。農地法第5条に基づく申請審議について、今月の5条の案件は3件ございまして、面積にして3, 703 m3、7 です。

申請地の概要でございますが、さぬき市●●、●●●●●、●●●●● ●から北へ約540mに位置し、申請地の隣接は宅地、道路及び水路に接しております。土地利用計画図等から、申請人は土木工事及び上水道工事などを営む法人で、先代の社長が昭和62年から昭和63年頃にかけて事業拡大 により当該地に倉庫、車庫を増築したものであり、今般、無断転用が判明したため是正するものです。地元土地改良区をはじめ、水利組合の同意も整っております。また、始末書も添付され反省の念を示していることなどから、許可も止むを得ないと考えております。

続きまして、会長提出議案第19号でございます。この19号につきましては次の20号と関連しておりますので、一括して説明を致します。会長提出議案第19号と20号でございます。受付年月日が令和3年3月1日。譲渡人で \bigcirc 0号と \bigcirc 0号でございます。受付年月日が令和3年3月1日。譲渡人で \bigcirc 0号の \bigcirc 0号で \bigcirc 0号で、毎日には、現況地目、6筆とも田でございます。地積は19号、20号合わせまして6筆ございまして、3,606㎡となります。転用目的が太陽光発電設備。工事着完予定年月日が令和3年5月1日から令和3年10月30日。権利は所有権移転売買で、第2種農地です。備考と致しまして、併せ利用地がございまして、資料につきましては41ページから42ページでございまして、位置図を41ページの左側に掲載しております。

申請地の概要でございますが、さぬき市●●、●●●、●●●●●●● ●●から南東へ約630mに位置し、申請地の隣接は田、道路及び水路に接しております。土地利用計画図等から、申請人は県内外で太陽光発電事業等を取り扱う法人であり、事業収益を上げるために東讃地区で約3,000㎡程度のまとまった土地を探していたところ、土地所有者の農業継続が困難となり、不整形地である当該地を、近隣農家はじめ中間管理機構を介した受け手が見込まれないことなどから、今般申請に及んだものです。既存農地を整地した敷地に太陽光発電パネル680枚を設置し、敷地の東側にある既存電柱へと送電する計画です。また、地元土地改良区をはじめ、経済産業省の認定も受け、事業実施も確実であることから、許可相当と判断するものです。以上です。

議長 (会長)

事務局からの説明が終わりました。なお、本議案につきましては、●●地区、●●地区の関係案件ですので、代表委員からの調査結果の報告をお願いします。

まず、最初、●●地区、お願いします。

蓮井セツ子委員

議案第18号でございますが、先ほども言いましたように、3月16日に委員全員で現地確認を行いました。昭和の時代の是正でございまして、許可相当の判断でございますので、よろしくご審議のほどよろしくお願いします。

議長 (会長)

続きまして、●●地区代表委員からの報告をお願い致します。

岩澤佳宣委員

19号、20号ですが、これは現地を確認しましたところ、草がたくさん 生えている農地でした。このまま放っておくと大変な放棄地になろうかと思 いますが、近くに太陽光発電のところもありましたので、それに隣接するの かなと思われます。ご審議のほどよろしくお願いします。

議長(会長)

地区代表委員からの報告が終わりました。議案第18号から第20号につきまして質疑等がありましたら発言を認めます。

全委員

「質疑なし」との声あり。

議長 (会長)

それでは、議案第18号から第20号につきましてお諮りします。議案第18号から第20号について異議ありませんか。

全委員

「異議なし」との声あり。

議長 (会長)

それでは、議案第18号から第20号を原案のとおり認めることと致します。

続きまして、日程第6 農用地利用集積計画の審議について、会長提出議案第21号を上程致します。なお、今月の議案で、整理番号6番、7番が● ●委員、●●●委員、農地中間管理事業対象農用地等総括表の23番から27番が●●委員の関係議案になりますので、除斥対象議案になりますので、後で別審議と致します。

では、事務局より説明を求めます。

事務局

会長提出議案第21号についてご説明致します。

議案書の6ページから10ページの説明となります。個人が22件、中間管理機構が21件の合計43件となっております。43件のうち、新規が23件、再設定が20件となっております。43件のうち、賃借権が4件、使用貸借権が39件となっております。賃借権の内訳としまして、7,000円が1件、5,000円が1件、4,000円が1件、2,000円が1件となっております。期間は、20年が1件、10年が11件、6年が13件、5年が9件、3年が6件、2年が3件となっております。

続きまして、農地中間管理事業対象農用地等総括表について説明致します。A3のこちらの用紙をご覧ください。

貸付先は、個人が39件、法人が2件となっております。設定する権利等の種類は、賃借権が8件、使用貸借権が33件となっております。期間は、10年が12件、6年が29件となっております。利用内容は、水稲、麦、露地野菜の作付となっております。以上です。

議長 (会長)

説明が終了致しました。質疑に入ります。なお、本案件につきましては案件が多いので、一括して質疑に入りたいと思いますので、質疑等がある場合は整理番号指定の上、ご発言を願います。

ございませんか。

全委員

「質疑なし」との声あり。

議長 (会長)

それでは、整理番号6番、7番、農地中間管理事業対象農用地等総括表の23番から27番を除く議案第21号について、原案のとおり認めることとしてよろしいでしょうか。

全委員

「異議なし」との声あり。

議長 (会長)

では、原案のとおり認めることと致します。

続きまして、●●委員、●●●参員、●●委員の関係議案である整理番号6番、7番、農地中間管理事業対象農用地等総括表の23番から27番の審議に入ります。それでは、●●委員、●●●委員、●●委員の退席を求めます。

(●●委員、●●委員、●●委員 退席)

議長 (会長)

では、事務局より説明を求めます。

事務局

農業委員さんについての案件は7件あって、使用貸借権が7件となっております。期間は、10年が3件、6年が2件、5年が2件となっておりま

す。利用内容については、水稲、麦の作付となっております。以上です。

議長 (会長)

説明が終わりました。質疑等はありませんでしょうか。

全委員

「質疑なし」との声あり。

議長(会長)

なければ、原案のとおり認めることとしてよろしいでしょうか。

全委員

「異議なし」との声あり。

議長 (会長)

では、原案のとおり承認致します。

退席されている●●委員、●●●●委員、●●委員の再入場を認めます。

全委員

(●●委員、●●委員、●●委員 着席)

議長 (会長)

暫時休憩致します。

休 憩

やす予定です。

議長 (会長)

では、再開致します。

日程第7 農業経営改善計画の審査について、会長提出議案第22号を議題と致します。

なお、番号で4番は●●委員の関係議案になり、除斥対象議案になります ので、後で別審議と致します。

それでは、事務局より説明を求めます。

事務局

そうしたら、番号1番の●●●さん、●●さん。住所はさぬき市●●●● ●●番地●。●さんは●●●●年●月●●日生まれの●●歳です。●●さん は●●●年●月●●日生まれの●●歳です。別紙の経営改善計画を参照し てください。現在、水稲、小麦、ハダカ麦、ブロッコリーを生産していま す。

農業経営の規模拡大に関する現状及び目標としまして、(1)の生産について、水稲(コシヒカリ)は現状面積が6haで、生産量が27,000kgのところ、5年後の目標として、面積が1ha、生産量を4,500kgに減らす予定です。水稲(アキサカリ)は現状面積が2haで、生産量が9,600kgのところ、5年後の目標として、面積が11ha、生産量52,800kgに増やす予定です。小麦(二毛作)は、現状面積が2.2haで、生産量が7,920kgのところ、5年後の目標としまして、7ha、生産量が25,200kgに増やす予定です。ハダカ麦(二毛作)は、現状面積が4.8haで、生産量が16,080kgのところ、5年後の目標として、面積が5ha、生産量16,750kgに増やす予定です。ブロッコリーは、現状面積0.6haで生産量6,000kgに増やす予定です。ブロッコリーは、現状面積0.6haで生産量6,000kgに増やす予定です。が麦(単作)は現在作付がありませんが、5年後の目標として、面積を5ha、生産量18,000kgに増やす予定です。

(3) の農用地及び農業生産施設について、所有地はありません。借入地は、田が現状8.6 haのところ、5年後までに18 haまで増やす予定です。 年間所得は現状170万円のところ、5年後の目標として490万円に増

●●さんは平成28年4月1日付で認定新規就農者の認定を受け営農してきましたが、令和3年3月31日をもちまして期間満了になることから、引き続き認定農業者の認定を受けるものです。令和3年2月25日には家族経営協定の調印も済ませたところです。今後は●さん、●●さん、2人力を合

わせて農業を経営していきます。地域の担い手として●●地区を中心に農地の拡大も計画しておりますので、新規の認定農業者としてのご審議をよろしくお願いします。

続きまして、番号2の \oplus \oplus \oplus \oplus さん。住所がさぬき市 \oplus \oplus \oplus \oplus \oplus \oplus \oplus

●●●●年●月●●日生まれの●●歳です。別紙の経営改善計画を参照してください。現在の営農類型としまして酪農をされています。

農業経営の規模拡大に関する現状及び目標としまして、(1)の生産について、乳牛は現状22頭飼育しており、牛乳の生産量が220tのところ、5年後の目標として、頭数を30頭に増やし、生産量については300tに増やす予定です。F1子牛は、現状16頭のところ、5年後、28頭に増やす予定です。ET子牛は現状2頭いますが、5年後はゼロになる予定です。

(3)農用地及び農業生産施設について、所有地、借入地及び農業生産施設につきましては増減ありません。

年間所得は現状210万円のところ、5年後の目標、470万円に増やす 予定です。

●●さんは今後も酪農農家として、飼養頭数を増やすことにより乳量の増加を図ります。また、スマートフォンなどを活用して飼養管理の省力化による労働時間の短縮にも努めていきますので、認定農業者の継続審議につきまして、ご審議のほうよろしくお願いします。

番号3番、●●●●さん。住所はさぬき市●●●●●●●●番地。●●● ●年●●月●●日生まれの●●歳です。経営改善計画をお願い致します。現 在の営農類型としまして、桃、スモモ、果樹加工品生産・販売をされていま す。

農業経営の規模拡大に関する現状及び目標としまして、(1)の生産について、桃は現状面積 2. 1 ha で、生産量が 1 3, 6 5 0 kgのところ、5 年後の目標としまして、面積は変わらず、生産量を 1 6, 8 0 0 kgに増やす予定です。スモモは現状面積 0. 8 ha で、生産量 5, 6 0 0 kgのところ、5 年後の目標は変更なしです。

- (2) 農畜産物の加工・販売その他の関連・附帯事業につきましては、果樹加工品生産・販売の現状700万円ですが、5年後の目標として1,500万円を目指します。
- (3)農用地及び農業生産施設につきまして、所有地、借入地については 増減ありません。農業生産施設については、直売所の改修、加工施設は10 0㎡の増築を計画しております。

年間所得は現状497万円のところ、5年後の目標として670万円に増やす予定です。

●●さんは今後、観光農園の開設や直売所の改修により、消費者との交流 強化を図っていきます。加工施設の増築を行い、新加工品開発にも力を入 れ、加工品の生産拡大及び販路の拡大を図り、農業所得の向上を目指してい きます。また、桃の新品種への改植を計画的に進め、収量、品質の向上を目 指します。認定農業者の継続審議について、ご審議をよろしくお願いしま す。

続きまして、5番の●●●●●●●●●●●。住所はさぬき市●●●●●● 番地●。●●●●年●月●●日に設立しています。経営改善計画を参照して ください。現在の営農類型としまして、養豚と食品残渣等堆肥化をしていま す。

農業経営の規模拡大に関する現状及び目標としまして、(1)の生産について、オリーブ豚が飼養頭数常時1,450頭で年間頭数4,500頭のところ、5年後の目標として、常時1,800頭を飼育し、年間頭数を5,400頭に増やす予定です。讃岐もち豚は飼養頭数常時600頭で年間頭数2,400頭のところ、5年後につきましても変更はありません。

(2) の農畜産物の加工・販売その他の関連・附帯事業としまして、食品

残渣等堆肥化、こちらにつきましては、現状売上げが1, 200万円ですが、5年後も同じく1, 200万円の予定です。

(3)の農用地及び農業生産施設につきまして、所有地、借入地については増減ありません。農業生産施設についても増減はありません。

年間所得は現状800万円のところ、5年後の目標として1,000万円に増やす予定です。

●●●●●●●●●●●は、子牛を●●から預かり、4か月程度飼育し出荷しているそうです。現在の施設で頭数を増やすことが可能であることから、5年後までに年間900頭程度増やす予定です。食品残渣等堆肥化につきましては、●●のコンビナート、●●●等から出る残渣を処理するためにかかる費用になります。こちらも経験も実績もある法人ですので、認定農業者の継続審議について、ご審議をよろしくお願いします。

農業経営の規模拡大に関する現状及び目標としまして、(1)の生産について、ラナンキュラスは、現状の作付面積が22aで生産量が24万2,000kgですが、5年後の目標として、作付面積は変更ありませんが、生産量を26万4,000kgに増やす予定です。ホウレンソウ等は、現状の作付面積が10aで生産量2,000kgですが、5年後も変更はありません。

(3)の農用地及び農業生産施設について、所有地、借入地については増減ありません。農業生産施設についても増減はありません。

年間所得は現状590万円のところ、5年後の目標として640万円に増やす予定です。

●●さんはラナンキュラスの生産農家として営農されており、今後も優良 新品種やウイルスフリー球を購入することにより切り花本数を増やし、所得 の向上を目指していきます。経験も実績もある方ですので、認定農業者の継 続審議について、ご審議をよろしくお願いします。

続きまして、7番の●●●●●●●●●。住所はさぬき市●●●●●●●● ●●番地●。●●●年●●月●●日設立です。経営改善計画を参照してください。現在の営農類型としまして、飼料作物、経産牛、育成牛、乳製品等加工品及び牛肉等の生産・販売をされています。

農業経営の規模拡大に関する現状及び目標としまして、(1)の生産について、飼料作物は、現状の作付面積が2.5 haで生産量が22万5,000 kgですが、5年後の目標として、作付面積2.7 ha、生産量24万3,000 kgに増やす予定です。経産牛(ジャージー牛)は、現状の飼養頭数32頭で乳量が19万2,000 kgですが、5年後の目標として、頭数を38頭、乳量を22万8,000 kgに増やす予定です。育成牛も常時20頭は飼育予定です。

- (2)の農畜産物の加工・販売その他の関連・附帯事業につきまして、乳製品等加工品及び牛肉等の生産・販売は、現状売上げ1億5,000万円、目標についても同額の1億5,000万円です。
- (3)の農用地及び農業生産施設について、所有地は田を現状32aから50aに増やす予定です。借入地、特定作業受託面積に変更はありません。 農業生産施設については、牛舎、堆肥舎については変更ありませんが、牛乳処理・乳製品加工場を132㎡から200㎡に増築します。直売所につきましても132㎡から200㎡に増築します。

年間所得、現状ゼロということですが、5年後の目標として600万円に増やす予定です。

●●●●さんは、ヒアリングでお聞きしたところ、令和2年度、コロナの 影響により加工品の販売が大幅に減少されたということです。今後は自らに よるジャージー牛乳の生産と販路拡大を図るとともに、乳加工品の充実、品質向上により販売部門の強化を図っていきます。また、●●●●●●に店舗を置かれていたそうですが、こちらのほうを今回もう引き上げて、●●●を中心に経営展開を進めていかれるとのことです。こちらも経験も実績もある法人ですので、認定農業者の継続審議について、ご審議をよろしくお願いします。以上です。

議長 (会長)

事務局の説明が終わりました。本議案につきましては、●●地区、●●地区、●●地区、●●地区、●●地区の関係案件ですので、地区代表委員からの補足事項等がありましたら、報告をお願い致します。

まず、最初、●●地区、お願いします。

蓮井セツ子委員

議案の7号ですけども、先ほどのお話にもありましたように、乳製品の加工を含めた事業拡大に向けて、中身はちょっと分かりにくいのですが、この実績の項目を見たら、確実な経営をなさっているなということで、非常に精励されて頑張っておられるので、よろしくお願いしたいと思います。

議長 (会長)

続きまして、●●地区代表委員からの報告をお願い致します。

大塚ノブ子委員

番号1番、●●●さん、●●さん夫妻です。大変若くて、現在のところ模範的な農業者です。私ども大変よろしいのではないかと思います。経営の内容もよろしいです。

議長 (会長)

続きまして、●●地区代表委員からの報告をお願い致します。

岩澤佳宣委員

2、3、5、6ですが、継続です。大変有能な経営者ですので、ご審議のほどよろしくお願いします。

議長 (会長)

各地区代表委員からの報告が終わりました。番号4を除く議案第22号について質疑等がありましたら発言を認めます。

大塚ノブ子委員

●●●●さんの場合、現状の年間所得ゼロというのはどういうことでしょうか。

事務局

先ほどもお話させていただきましたが、令和2年度につきましてはコロナの影響で、加工品の販売がかなり売上げの大部分を占めていたそうですけど、そこがもうかなり減っているそうです。●●●、そちらのほうへ展開している店舗の維持費というのもかなりかかっていて、令和2年度につきましては厳しいと。

大塚ノブ子委員

マイナスですか。

事務局

はい、正直そうです。

大塚ノブ子委員

分かりました。

議長 (会長)

ほかにございませんか。

全委員

「質疑なし」との声あり。

議長 (会長)

それでは、農業経営改善計画の審査について、番号4番を除く議案第22 号についてお諮りします。異議ありませんか。 全委員

「異議なし」との声あり。

議長(会長)

それでは、原案のとおり承認することと致します。

続きまして、議案第22号、●●委員に関係する議案である番号4の審議 に入ります。

それでは、●●委員の退席を求めます。

(●●委員 退席)

議長 (会長)

それでは、事務局より説明を求めます。

事務局

4番の●●●●さんです。住所はさぬき市●●●●●●●●番地。●●● ●年●月●日生まれの●●歳です。経営改善計画を参照してください。現在の営農類型としまして、ミニトマト、ブドウ、水稲をされています。

農業経営の規模拡大に関する現状及び目標としまして、(1)の生産について、ミニトマトは、現状10aで生産量が9, 000kgのところ、5年後も面積は変更せず、生産量を10, 000kgに増やす予定です。ブドウは、現状面積13aで生産量1, 430kgのところ、5年後の目標として面積20a、生産量2, 600kgに増やす予定です。水稲は、現状面積71aで生産量2, 982kgのところ、5年後の目標に変更はありません。

- (2) の農畜産物の加工・販売その他の関連・附帯事業としまして、作業 受託が現状11万円ですが、5年後16万円に増やす予定です。
- (3) の農用地及び農業生産施設につきまして、所有地、借入地について 増減はありません。農業生産施設についても増減はありません。

年間所得、現状370万円のところ、5年後の目標として470万円を目指す予定です。

●●さんは休んでいたミニトマトの栽培を再開するとともに、ブドウの改植や新規植え付けを増やすことにより規模拡大を行い、品質、収量の向上を目指していきます。皆さんご存じのとおり、経験も実績もありますので、認定農業者の継続審議について、ご審議をよろしくお願いします。以上です。

議長 (会長)

事務局の説明が終わりました。本議案につきましては●●地区の関係案件ですので、地区代表委員からの補足事項等がありましたら、報告をお願い致します。

藤澤 明委員

●●さんですが、皆さんご存じのとおり、有望な、人望のある方です。今までも長年経験を積んで、安定した経営をしていると思いますので、継続でよろしいかと思います。ご審議のほどよろしくお願いします。

議長 (会長)

地区代表委員の報告が終わりました。

議案第22号の番号4について質疑等がありましたら発言を認めます。

全委員

「質疑なし」との声あり。

議長 (会長)

それでは、農業経営改善計画の審査について、議案第22号、番号4についてお諮りします。異議ありませんか。

全委員

「異議なし」との声あり。

議長 (会長)

それでは、原案のとおり承認することと致します。

●●委員の再入場を認めます。

(●●委員 着席)

議長 (会長)

日程第8 青年等就農計画の審査について、会長提出議案第23号を議題と致します。

事務局より説明を求めます。

事務局

そうしたら、番号1の●●●●さん。住所がさぬき市●●●●●●番地● ●●●●●●●●●●。●●●年●●月●●日生まれの●●歳の方です。青年等就農計画認定申請書を参照してください。就農地は●●●● で、営農開始はこの4月1日の予定です。3月31日まではJAのインターン制度を活用し、市内のイチゴ農家で研修をされています。営農類型については、イチゴと水稲の栽培を行います。

農地につきましては、土地を42a貸借契約で借り、そのうち10aはイチゴ栽培、残り32aのうち23aで水稲栽培をする予定です。令和8年までにイチゴの栽培面積を18aに増やす予定です。

農業経営の規模拡大に関する目標としまして、イチゴは、現状面積 10aで生産量 300 kgのところ、5 年後の目標として、作付面積 18a、生産量 6, 000 kgに増やす予定です。水稲は、現状面積 23a で生産量 1, 150 kgのところ、5 年後も変更はありません。

借入地については、現状、田の面積42aのところ、5年後までに50aに増やす予定です。

生産方式に関する目標として、ビニールハウスが現状2棟のところ、5年後の目標は3棟に増やします。加温室、溶液施設と炭酸ガス発生装置を導入予定です。

農業経営についてはご本人さんのみで行います。年間所得は現状ゼロのと ころ、5年後290万円を目指します。

●●さんは●●さんのところで研修を受けられています。農業大学校でも施設園芸や溶液栽培の研修も受けられています。まだまだ未熟ではありますが、地域の担い手として大変意欲もありますので、認定新規就農者としてのご審議をよろしくお願い致します。以上です。

議長 (会長)

事務局からの説明が終わりました。本議案につきましては●●地区の関係 案件ですので、地区代表から補足事項等がありましたら、報告をお願い致し ます。

岩澤佳宣委員

●●さんは●●さんとこ、といいますと、●●町のイチゴ部会の部会長を やっておられる方だと思います。そこで研修なされておるということです。

●●地区でイチゴ農家をやめる方がおるところで多分やられる、そこを引き継いでやられるのだろうと思いますが、実績を、そこで研修しておりますので、これからも有能な農家になられるのではないかと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いします。

議長 (会長)

地区代表委員の報告が終わりました。

議案第23号について質疑等がありましたら発言を認めます。

全委員

「質疑なし」との声あり。

議長 (会長)

それでは、青年等就農計画の審査について、議案第23号についてお諮り します。異議ありませんか。

全委員

「異議なし」との声あり。

議長 (会長)

それでは、原案のとおり承認することと致します。

本日上程の議案については以上です。日程第9 その他で、事務局、ありませんか。

事務局

そうしたら、次回の定例会及び総会のほうのご案内でございます。次回は来月4月20日火曜日午後、13時30分から総会、本庁の301、302会議室、及びそのまま終了後を予定しておりますけども、15時、午後3時からの定例会となっております。

総会等についての事務連絡

議長 (会長)

以上をもちまして、令和3年3月農業委員会定例会を閉会と致します。慎重なるご審議、ありがとうございました。

(10時50分閉会)

・青年等就農計画の審査について

各議案毎の採決結果(議長は可否に ・農地法第3条に基づく申請審議に 賛成委員・・・・・・15名	こついて
・非農地証明願について 賛成委員・・・・・・15名	反対委員・・・・・・0名
・農地法第4条に基づく申請審議に 賛成委員・・・・・・15名	
・農地法第5条に基づく申請審議に 賛成委員・・・・・・15名	
・農地利用集積計画の審議について 賛成委員・・・・・・15名	
・農業経営改善計画の審査について 賛成委員・・・・・・15名	

賛成委員・・・・・・15名 反対委員・・・・・・0名

上記は会議の顛末を録して正当なることを証して署名する。

農業委員会会長 (議長)

署名委員 2番

署名委員 4番